

熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年9月28日

熊谷市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

熊谷市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、農産物の大消費地である東京都心まで50～70km圏内であり、市域の全域がほぼ平坦で南部には荒川、北部には利根川が流れ肥沃な農地が広がっている。また、平成30年（2018年）7月23日には41.1℃という国内最高気温を記録したが、晴天率も日本一といわれ、本市の農業は優れた営農環境といえる。

しかしながら、農業者の高齢化と農家の後継者不足による遊休農地化の進行など、本市農業を取り巻く環境は大きく変化しており、これまでの農業経営も転換期を迎えようとしている。

このため、これらの課題に的確に対応するためには遊休農地化が進むなか、その発生防止・解消に努めていく一方、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約を積極的に進めていく必要がある。また、後継者不足解消の観点からも関係機関と連携し、企業参入を含めた新規農業参入や新規就農の促進に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かすとともに、農業生産を推進し、他産業と調和した本市農業の振興を図るため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、市内4地区に設置された各地区の検討委員会、それぞれの地域の実情に応じた「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、熊谷市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成30年4月)	5,816 h a	96 h a	1.65%
3年後の目標 (平成33年3月)	5,743 h a	74 h a	1.29%
目標 (平成36年3月)	5,670 h a	52 h a	0.92%

注1：「管内の農地面積」は耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積としている。

注2：最適化交付金支給基準における5年後の目標値である遊休農地面積及び遊休農地の割合「1%未満」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の連携により農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査を実施する。それぞれの実施時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理事業の積極的な活用

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付が可能な場合は農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ J Aくまがやとの連携事業

農地利用最適化推進事業（除草対策事業）においては、J Aくまがやと連携し、事業の実施はJ Aくまがやが主体的に行い、農業委員会は遊休農地の土地所有者に対する戸別訪問等により、除草等の働きかけを行うと共に、除草後の農地を担い手農家に結び付ける活動を行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成 30 年 4 月)	5,720 h a	1,405 h a	24.56%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	5,669 h a	1,674 h a	29.52%
目標 (平成 36 年 3 月)	5,618 h a	1,944 h a	34.60%

注 1 : 「管内の耕地面積」は耕地及び作付面積統計における耕地面積としている。

注 2 : 最適化交付金支給基準を実数値で算出した 5 年後の目標値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の見直し等について

平成 30 年度からプランの作成地区が 4 地区から 17 地区に細分化されることに伴い、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直し等に主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、農地中間管理機構、熊谷市、JAくまがや等と連携し、農地中間管理機構への貸し付けが可能な農地の洗い出しに努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用状況、担い手の意向を踏まえた農地の集約化を進めるため、利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業委員会による公示手続き、農地中間管理機構への通知手続を経て、都道府県知事の裁定・公告により農地中間管理機構が利用権設定を受けることができる制度等を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状 (平成29年度実績)	6経営体	2.1ha
平成32年度目標	8経営体	4.0ha
平成35年度目標	10経営体	5.0ha

注：新規参入者数・取得面積は表記されている各年度の1年単位の目標

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

熊谷市及び埼玉県等と連携し農地の借り入れ意向のある参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会等就農支援を実施する。

② 学生への情報提供について

熊谷市及び埼玉県等と連携し、市内の「埼玉県農業大学校」や「県立熊谷農業高等学校」の学生に向けて情報提供を行い新規就農の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は新規参入者(法人を含む。)の参入地域でのスムーズの受け入れと定着促進のため、関係機関と連携して参入後のフォローアップ活動を実施する。